




※品名についている色のゴミ袋をご使用下さい。

品目と色別使用袋	代表的な品目	注意点等
一般廃棄物・産業廃棄物(赤)	古紙 →  段ボール 新聞 雑誌 紙パック オフィス紙 ミックスペーパー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古紙のリサイクル業者が一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。</li> <li>○資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入することはできません。</li> <li>○それぞれに分別し排出する事によって処理経費が安くなる事があります。</li> <li>○機密文書も機密を保持したままリサイクル可能な業者があります。</li> <li>○食品関連事業者は食品リサイクル法により20%以上の減量・リサイクルが義務づけられています。</li> <li>○リサイクルの方法には、生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入する方法があります。</li> <li>○リサイクル出来ない場合は、一般廃棄物の許可業者(産業廃棄物となる場合もあります)に処理を委託してください。</li> <li>○これらのどうしてもリサイクル出来ないものは一般廃棄物の許可業者へ委託し市の焼却工場へ搬入します。</li> <li>○可能な限りリサイクルできるよう分別を徹底しましょう。</li> </ul>
	生ごみ →  食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等。	
	一般ごみ →  汚れや塗料の付いた紙、リサイクルできない紙など	
	古布 →  不要になった作業服・制服・デコレーションに使用した布など	
産業廃棄物(黒)	プラスチック類 →  プラスチック類 弁当の容器 ビニール袋 発砲スチロール 講面材類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。</li> <li>○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者(材質により産業廃棄物となる場合もあります)へ処理を委託してください。</li> </ul>
	缶 →  飲料用の缶 商品の入った缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。</li> <li>○リサイクルできない場合は、医療廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。</li> <li>○缶・びん・ペットボトルは市の焼却工場へ搬入することはできません。</li> <li>○自動販売機や売店等で購入したものは、飲料品の納入業者に引き取りを依頼してください。</li> </ul>
産業廃棄物(緑)	びん →  飲食用のびん 商品の入ったびん	
	ペットボトル →  飲料用ペットボトル 調味料ペットボトル	
金属類 →  ハサミや刃物類 クリップ バインダーの金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません。</li> </ul>	
不燃物 (燃えないごみ) →  燃えないごみ コップ等ガラス類 茶碗等の陶器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正な処理をしてください。市の焼却工場へ搬入することはできません。</li> </ul>	
スプレー缶 →  ヘアースプレー 塗料や殺虫剤の缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。</li> <li>○リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません。</li> <li>○穴を開けて捨てて下さい。</li> </ul>	
一般廃棄物・産業廃棄物	乾電池 →  蛍光灯 乾電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません。</li> <li>○ボタン電池と充電式電池はリサイクルしてください。</li> <li>※別途受付 粗大ゴミ</li> </ul>
	大型ごみ →  オフィスの机・椅子 ロッカー・棚等 木製パレット 商品梱包の木材等 商品梱包の木材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、金属製品・プラスチック・ガラス等については、産業廃棄物の許可業者、木製品は、一般廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。</li> <li>○建設工事に伴う木くずは、産業廃棄物となり市の焼却工場へは搬入できません。</li> <li>※別途受付 粗大ゴミ</li> </ul>